

「八王子まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会」開催要綱

（開催目的）

第1条 平成27年度に策定する本市の人口の現状と将来の展望を提示する八王子人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を踏まえて、今後5年間（平成27～31年度）の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた八王子まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び総合戦略に基づき実施する事業の検証に、市民及び多様な関係団体等からの意見及び助言等を反映するため、八王子まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（意見等を求める事項）

第2条 懇談会において意見及び助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の基本的な考え方に関すること
- (2) 総合戦略に定める施策及びKPI（重要業績指標）に関すること
- (3) 総合戦略に基づき実施する事業に関すること
- (4) 総合戦略に基づき実施する事業の検証に関すること
- (5) その他、総合戦略について必要と認められる事項に関すること

（構成）

第3条 懇談会は、次に掲げる10名以内の参加者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) 各関係機関・団体から推薦された者 6名以内
- (3) 公募市民 2名以内

（開催期間）

第4条 懇談会の開催期間は、平成27年6月1日から平成29年9月30日までとする。

（会議）

第5条 懇談会は、都市戦略部長が招集する。

2 懇談会には、必要に応じ座長を置くことができる。

（事務局）

第6条 懇談会の事務局は、都市戦略部都市戦略課に置き、庶務業務を処理する。

（その他）

第7条 本要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年9月30日限り、その効力を失う。